

働き方改革関連法に関する説明会 (時間外労働の上限規制等について)

【福岡会場】

無料

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進するためには、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等が必要不可欠です。

これらを実現するために「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月1日より、順次施行されています。

福岡労働局管内の労働基準監督署においては、令和元年度においても年間を通じ、「労働時間法制の見直し」を中心とした説明会を裏面のとおり開催いたします。

事業主の方や人事労務担当者のご参加をお願いいたします。

【説明内容】

- (1) 「働き方改革」の全体像
- (2) 労働時間法制の見直しについて
 - ・ 時間外労働の上限規制
 - ・ 法改正に対応した労働時間管理の実務
 - ・ 36協定のここが変わります
 - ・ 「年5日」の年次有給休暇の取得義務化
 - ・ 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直し
 - ・ 産業医・産業保健機能の強化
- (3) 働き方改革推進に向けた支援制度

(参加に当たってのご注意)

本説明会は、2019年1月以降、繰り返し開催しているものになります。



開催日程は「裏面」

説明(講師) 福岡労働局管内の労働基準監督署の職員
開催事務局 株式会社 東京リーガルマインド(厚生労働省委託会社)
(お問い合わせ先) 福岡支社 TEL 092-715-4383 FAX 092-741-5609

(申込方法) 裏面の参加申込書により、参加を希望する日程を選び、その1週間前までに、FAXにてお申込みください。



厚生労働省 福岡労働局 労働基準監督署

「働き方改革関連法に関する説明会」参加申込書
事務局(株東京リーガルマインド) 御中 FAX 092-741-5609

事業場名	御担当者名 ()		
所在地	電話 ()	FAX ()	
事業の種類 (業務内容)		労働者数 (パート等含)	人

希望する説明会日程に「印」と「参加人数」をご記入ください。
 FAX受領後、定員オーバー等により受講できない場合のみ事務局からご連絡いたします。連絡がない場合は、当日会場にお越しください。

【福岡会場】							
希望日に○	出席人数	開催日	曜日	受付開始	開催時間	会場	所在地
		8月5日	月	13:30 ~	14:00 ~ 16:30	天神クリスタルビル 3 F 大ホール	福岡市中央区天神4-6-7
		8月22日	木				
		9月9日	月				
		9月17日	火				
		10月3日	木				
		10月16日	水				
		11月8日	金				
		11月25日	月				
		12月10日	火				
		12月13日	金				
		1月10日	金				
		1月27日	月				
		2月10日	月				
		2月19日	水				
		3月3日	火				
		3月10日	火				
		9月4日	水	13:30 ~	14:00 ~ 16:30	福岡朝日ビル B1F 13・14・15会議室	福岡市博多区博多駅前2-1-1
		10月15日	火				
		11月26日	火				
		12月4日	水				
		1月14日	火				